

大分県造林事業補助金交付要綱

制定	平成5年10月1日
改正	平成7年5月1日
改正	平成8年7月30日
改正	平成8年11月20日
改正	平成9年11月1日
改正	平成11年3月1日
改正	平成11年7月1日
改正	平成12年3月8日
改正	平成12年6月6日
改正	平成13年7月4日
改正	平成14年4月1日
改正	平成16年1月6日
改正	平成17年2月9日
改正	平成18年7月31日
改正	平成19年7月31日
改正	平成20年4月1日
改正	平成21年4月1日
改正	平成22年4月1日
改正	平成23年6月1日
改正	平成24年4月10日
改正	平成24年9月21日
改正	平成25年5月1日
改正	平成28年6月20日
改正	平成29年6月20日
改正	平成29年9月1日
改正	平成30年6月1日

(趣 旨)

第1条 知事は、森林資源の整備を図ることによって、森林の有する多面的機能の充実とあわせて地域の健全な発展に資するため、大分県造林事業実施要領（平成14年4月1日伺定。以下「実施要領」という。）に基づき、森林造成事業を行う者に対し予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 「森林環境保全整備事業」とは、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日13林整整第882号 農林水産事務次官依命通知）第2に定める事業及び農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日21農振第2453号農林水産事務次官通知）第2の1（2）①イ（ア）に定める事業をいう。

（補助対象事業、経費及び補助率）

第3条 この補助金の交付の対象となる事業、経費及びこれに対する補助率は、別表のとおりとする。

（補助金の額）

第4条 この補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、その額は、造林事業に要する経費として知事が査定した額に、第3条に定める補助率を乗じたものとする。

（補助金の交付、申請並びに実績報告）

第5条 規則第3条第1項の規定による申請及び規則第12条に定める実績報告は、造林事業補助金交付申請書並びに実績報告書（第1号様式）によるものとし、造林事業の終了後、速やかに次の書類を添えて知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 施業図（別記様式第1号）

(2) 位置図（5万分の1地形図による）

(3) 補助金の交付申請の委任を受けた者にあつては、委任状及び精算依頼書（別記様式第2号）

(4) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体が行う造林にあつては当該団体の規約の写し

(5) 間接費の計上がある場合にあつては、作業従事に関する社会保険等加入実態状況調査表（別記様式第3号）

(6) 搬出を伴う間伐または更新伐の申請がある場合にあつては、搬出間伐（更新伐）材積集計表（別記様式第4号）

(7) 実施要領第1の2の（1）の事業及び（2）のアの（ア）～（シ）の事業に係る申請の場合は、森林所有者等との間で締結した協定書の写し

(8) 事業主体が森林所有者以外の場合にあつては、事業を実施する権限を有することを示す契約書・同意書の写し等

(9) 施行方法が委託又は請負の場合にあつては、契約書の写し

(10) 市町村が請負に付して実行した事業にあつては実行経費内訳書

(11) 誓約書（別紙1）

※ただし、申請者が市町村、森林組合、公益法人においては省略できるものとする。

(12) 事業主体が実施した検査調書の写し

(13) その他、知事が必要として認めるもの

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することができるものは、同条第1項第2号から第3号、同条第2項第1号から第6号に掲げる事項とする。

3 事業主体は、補助金の交付申請及び受領について第三者に委任することができる。
※ただし、委任する場合にあっては、誓約書（別紙1）を代理人に提出することとする。

（補助条件）

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- （1）造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して、5年以内（実施要領第1の2の(1)及び(2)の事業にあっては、事業の実施後おおむね10年を経過するまでの間）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- （2）実施要領第1の1に掲げる事業のうち森林経営計画に基づいて行うものについては、当該計画の認定の取消しを受けた場合は、交付を受けた補助金相当額（大分県造林事業実施要領第1の1の(4)のウの(ア)に掲げる査定係数が適用される事業のうち森林経営計画に基づいて行うものについては、当該事業が大分県造林事業実施要領第1の1の(4)のウの(イ)に掲げる査定係数が適用される場合にあつては大分県造林事業実施要領第1の1の(4)のウの(イ)に掲げる査定係数を適用して算定される補助金相当額との差額）を返還すること。
- （3）補植、保育等成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- （4）更新伐又は花粉発生源植替えを行った場合、当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽（花粉発生源植替えの場合、花粉症対策苗木等、かつコンテナ苗による植栽）により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐又は花粉発生源植替えに係る補助金相当額を返還すること。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。
- （5）前号に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業がある場合において、当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- （6）長期育成循環施業通知に規定する更新伐の個別林分型において立木の材積が長期育成循環施業協定又は森林環境保全整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を

下回ることとなる伐採を行ったときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。

- (7) 補助事業者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税及び地方消費税（以下消費税等という）相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、別記様式5号により補助金交付申請書にそのことを明かにし、補助金の交付を申請しなければならない。この場合に、知事は消費税等仕入控除税額に相当する補助金については、必要に応じ、減額して額の確定を行うことができる。また、補助事業者は、補助金の額の確定後に、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式6号により該当の補助金交付申請番号等を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令をうけて消費税等仕入控除税額に相当する補助金を返還しなければならない。
- (8) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業完了の翌年度から起算して5年間整備保存しなければならない。
- (9) 補助事業者等は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つものであってはならない。

2 森林所有者から森林の施業又は経営の委託を受けた者は、前項の補助条件を履行しなければならない。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第7条 知事は、第5条の規定による造林事業補助金交付申請書並びに実績報告書を受理した場合において、当該書類を審査し、かつ、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付決定及び額を確定するものとする。

（補助金の交付決定及び額の確定通知）

第8条 知事は、前条の規定により補助金交付決定及び額を確定したときは、速やかにその額を造林事業補助金交付決定及び額の確定通知書（第2号様式）により補助金の交付申請者に通知するものとする。

2 第5条第3項の規定により、補助金の交付の申請について委任を受けた者が第1項の規定による補助金交付決定及び額の確定通知を受理したときは、速やかに第6条の補助条件を付して委任者に書面をもって通知しなければならない。

(補助金の交付請求)

第9条 第7条第1項の規定により補助金交付決定及び額の確定通知を受けた者が、補助金の交付を請求しようとするときは、造林事業補助金交付請求書(第3号様式)に知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 森林組合長等は補助金の交付請求及び受領を大分県森林組合連合会会長に委任することができる。

(森林整備法人造林事業に対する補助金の交付の特例)

第10条 分収林特別措置法(昭和33年法第57号)第9条に規定する森林整備法人(以下「法人」という。)が計画的に行う造林事業(以下「法人造林事業」という。)については、法人は、第5条の規定にかかわらず、当該事業が終了する前に法人造林事業補助金交付申請書(第4号様式)により知事に、補助金の交付を申請することができる。この場合、森林作業道等の開設に係るものについては当初設計書を添付して申請するものとする。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合は、当該申請書を審査し、かつ、必要に応じて現地検査を行い、適当と認めるときは、規則第3条の規定により、補助金の交付を決定するものとする。

3 知事は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに第6条の補助条件を付して法人造林事業補助金交付決定通知書(第5号様式)により法人に通知するものとする。

4 法人は、前項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して15日を経過する日まで申請を取り下げることができる。

5 法人は、規則第9条の規定による遂行状況を造林事業遂行状況報告書(第6号様式)により知事に報告しなければならない。

6 法人造林事業に係る補助金の交付については、概算払いによることができる。

7 法人は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、法人造林事業補助金概算払請求書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

8 法人は事業完了後ただちに事業完成届(第8号様式)を知事へ提出し振興局の現地調査を受けなければならない。

9 法人は、法人造林事業が終了したときは、規則第12条の規定による実績報告を法人造林事業実績報告書(第9号様式)により知事に提出しなければならない。

10 知事は前項の規定により法人造林事業実績報告書の提出があった場合は、当該報告書を審査し適当と認めるときは、規則第13条の規定により補助金の額を確定するものとする。

11 知事は前項の規定により補助金の額を確定したときは、速やかにその額を法人造林事業補助金の額の確定通知書(第10号様式)により法人に通知するものとする。

12 法人は、前項の規定により補助金の額の確定通知を受けたときは、補助金の交付を受けようとするときは、法人造林事業補助金交付請求書(第11号様式)を知事に提出しなければならない。

- 附則 この要綱は、平成7年度の大分県造林事業補助金から適用する。
- 附則 この要綱は、平成8年度の大分県造林事業補助金から適用する。
- 附則 この要綱は、平成9年度の大分県造林事業補助金から適用する。
- 附則 この要綱は、平成10年度の3月1日以降の申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附則 この要綱は、平成11年度の7月1日以降の申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附則 この要綱は、平成11年度の3月8日以降の申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附則 この要綱は、平成12年度の6月6日以降の申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附則 この要綱は、平成13年度の7月4日以降の申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附則 この要綱は、平成14年度の4月1日以降の申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附則 この要綱は、平成15年度の1月6日以降の申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附則 この要綱は、平成16年度の2月9日以降の申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附則 この要綱は、平成18年度の7月31日以降の申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附則 この要綱は、平成19年度の7月31日以降の申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附則 改正後の要綱は、平成20年度の大分県造林事業補助金から適用する。
- 附則 改正後の要綱は、平成21年度の大分県造林事業補助金から適用する。
- 附則 改正後の要綱は、平成22年度の大分県造林事業補助金から適用する。
- 附則 改正後の要綱は、平成23年度2期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附則 改正後の要綱は、平成24年度1期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附則 改正後の要綱は、平成24年度3期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附則 改正後の要綱は、平成25年度1期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附則 (平成28年6月20日森整第240号)
改正後の要綱は、平成28年度2期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。
- 附則 (平成29年6月20日森整第127号)
改正後の要綱は、平成29年度2期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。

附則（平成29年9月1日森整第465号）

改正後の要綱は、平成29年度3期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。

附則（平成30年6月1日森整第 65号）

改正後の要綱は、平成30年度1期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。